注記　特別区人事・厚生事務組合（連結会計）　令和７年度

Ⅰ　重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

①　有形固定資産･･取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については次のとおりです。

ア　昭和 59 年度以前に取得したもの･･････････････････････････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地や既に耐用年数が過ぎている資産で取得原価が不明なものは備忘価額１円としています。

イ　昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの･･････････････････････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･再調達原価

ただし、取得原価が不明な土地、河川及び水路の敷地や既に耐用年数が過ぎている資産で取得価額が不明なものは備忘価額１円としています。

②　無形固定資産･･取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの･･････････････････････････････････取得価額

取得原価が不明なもの･･再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

①　満期保有目的有価証券……………該当するものがありません。

②　満期保有目的外の有価証券

市場価格のあるもの……………該当するものがありません。

市場価格のないもの……………該当するものがありません。

③　出資金

市場価格のあるもの……………該当するものがありません。

市場価格のないもの……………出資金額

(3) 有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）…………定額法

耐用年数は減価償却資産の耐用年数等に関する省令の耐用年数表に基づいております。

②　無形固定資産（リース資産を除きます。）…………定額法

ソフトウェアの耐用年数については、見込利用期間に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……該当するものがありません。

(4) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

過去 5 年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に一部事務組合（退職手当事業）に対する積立不足額から基金運用額相当額を控除した残額を加算した金額を計上しています。

③ 賞与等引当金

翌年度 6 月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

④ 損失補償等引当金

該当するものがありません。

(5) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア　ファイナンス・リース取引（リース期間が１年以内のリース取引及びリース契約１件あたりのリース料総額が 300 万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

該当するものがありません。

イ　ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(6) 資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（歳計現金等の保管方法として規定した預金等をいいます。）

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいます。

(7)　消費税等の会計処理

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっております。

Ⅱ　追加情報

(1) 財務書類の内容を理解するために必要と認められる事項

① 連結財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計

特別区社会福祉事業団

② 地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の係数をもって会計年度末の係数としています。

一般会計については出納整理期間を設けており、社会福祉事業団については設けておりません。

③ 表示単位未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

④ 過年度修正等に関する事項

該当なし

(2) 貸借対照表に係る事項

① 地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約で貸借対照表に計上されたリース債務全額

該当する資産はありません。

② PFI 事業に係る資産はありません。

(3) 純資産変動計算書に係る事項

純資産における固定資産等形成分及び余剰分（不足分）の内容

① 固定資産等形成分

固定資産の額に流動資産における短期貸付金及び基金等を加えた額を計上しています。

② 余剰分（不足分）

純資産合計額のうち、固定資産等形成分を差し引いた金額を計上しています。

(4) 資金収支計算書に係る事項

① 基礎的財政収支　387 百万円

② 重要な非資金取引は以下のとおりです。

新たに計上したファイナンス・リース取引に係る資産及び負債の額

該当する資産、負債はありません。